

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 27 巻第 6 号(通巻 138 号)

11 月号 2025 年 11 月 1 日

エコアクション21アドバンストの新設 ～令和8年度の運用開始を目指して～

環境省は、10月17日に現行のエコアクション21(EA21)を基盤とし、GHGプロトコルに準拠した温室効果ガス(GHG)の算定・開示要件を追加する追補版として「エコアクション21アドバンスト」を新設することを発表しました。目的は、中小事業者でも国際基準に沿った排出量情報を開示できるようにすることです。

～エコアクション 21 アドバンスト～

EA21 の環境マネジメントシ
ステムはそのまま活用



GHG 算定・開示の国際
基準を追加



GREENHOUSE
GAS PROTOCOL

EA21は制度開始から大きく認証を拡大し、現在7,500超の幅広い業種・規模の事業者が認証を取得しています。企業が環境に配慮した取り組みを容易に実施できる仕組みを提供することで環境対応の推進を支援しており、近年、大企業によるCO₂排出量などの国際基準に沿った情報公開の動きが進む中、中小企業にも同様の対応が求められるようになっていきます。

今回の改定で最も大きな特徴は、温室効果ガス(GHG)の算定と管理が強化されたことです。EA21の特徴である中小事業者の実務負担にも配慮した環境マネジメントシステムの第三者認証を活かし、GHGプロトコルに準拠した排出量算定・開示の基準を加えたものです。追加的な負担を最小限にとどめながら国際基準に準拠した信頼性の高い排出量情報の開示が可能です。

→GHG排出量を適切に開示できることで、取引先からの要請に対応しやすくなり、サプライチェーンにおける信頼性向上や事業機会の拡大が期待されます。

EA21では14の要求事項から構成されるPDCAサイクルを規定しており、EA21アドバンストではGHGプロトコルへの準拠に向けて4項目の追加的対応が求められています(下図参照)。

※中小企業にとっては該当しない項目や、理由を明示したうえで除外できる場合もあるため、大きな手間なくエコアクション21アドバンストの受信が可能です。

詳しくは環境省HPをご覧ください。

項目	現行エコアクション 21	エコアクション21アドバンスト
1 対象組織	・ 原則として法人単位で全組織・全活動を対象	・ 支配力を有する連結した組織を対象
4 把握すべき 環境負荷項目	・ 二酸化炭素(CO ₂)排出量の算定を必須 ※Scope1相当はエネルギー使用のみで化学反応、焼却等は対象外。 Scope2相当は電力のみで熱、冷水、蒸気の購入は対象外。	・ Scope1、Scope2排出量を算定 ・ 算定対象ガスはCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、 PFCs、SF ₆ 、NF ₃
6 環境経営目標 環境経営計画	・ 具体的な目標と手段を策定 ※カーボンオフセット等を用いたデータ報告は審査において認めていない。	・ GHG排出量削減の項目を含む ・ 基準年を設定
9 環境コミュニケー ション	・ PDCAを盛り込んだレポートを作成	・ GHG排出報告を作成

石綿対策に係る 全国一斉パトロールが実施されます

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和7年10月頃～11月頃まで実施します。

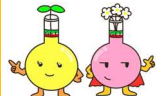
石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が今後増加することが想定される中、令和5年10月1日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体等の事前調査についても、令和8年1月1日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について各省と連携し、現場指導や監視を徹底します。

概 要
実施期間
令和7年10月頃～11月頃まで ※上記は概ねで、各自治体等で実施期間は異なります。
実施機関
各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施します。
実施内容
【労働基準監督署】 労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底 【建設リサイクル法担当部局】 建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底 【環境部局】 廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底

令和8(2026)年1月1日から労働安全衛生法及び作業環境測定法が段階的に施行されます。
詳細はこちらからご確認ください。

改正安衛法等に係る特設
ページ



安全衛生政策
全般の紹介



国産農畜水産物の PFAS含有実態調査が行われました

PFASの摂取による健康影響について、急性毒性が認められた報告はありませんが、長期にわたる摂取による影響が懸念されており、農林水産省は、令和6年度に国産の代表的な農畜産物14品目のPFAS含有実態について調査を行いました。国内生産量などを考慮し、米国食品医薬品局(FDA)が開発した分析法を参考に分析が行われました。

平均的な食生活を送っている場合、PFOSの総摂取量は0.10ng/kg体重/日、PFOAの総摂取量は0.08ng/kg体重/日であり、TDI(耐容一日摂取量(20ng/kg体重/日))と比較しても十分に少ない低い水準です。また14品目について最大値を示したものを食べ続けても、PFOSの総摂取量は1.5ng/kg体重/日、PFOAの総摂取量は0.51ng/kg体重/日でした。

さらに河川水や地下水から暫定指針値を超えてPFOS、PFOAが検出された地域内で生産された農産物について、個別事例を調査した結果においても、いずれの試料もPFAS濃度は定量下限値未満であり、流通品の含有実態と同程度の水準でした。

令和7年度においても、同様の調査が14品目以外にも拡大し行われる予定です。詳細はQRコードからご確認ください。👉



化学物質のリスクアセスメントをしていますか

化学物質の自律的管理に関する規制により、リスクアセスメント対象物を製造または取り扱う事業者はリスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務化されています。

そのうち、一部の物質では「濃度基準値」が設定されていますが、令和8年10月1日より、アクリル酸2-エチルヘキシル等78物質が追加となります。

対象物質を含んでいないか、お使いの化学物質を改めてご確認ください。
詳細はQRコードからご確認ください。👉



〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp>

E-mail 本社 info@get-c.co.jp